

時事新報

明 治 廿 七 年 十 月 十 一 日 (丙 戌) 木 曜 日
 舊 曆 甲 午 九 月 十 三 日
 山 上 午 前 五 時 四 十 分
 山 下 午 前 三 時 十 分
 月 入 午 前 二 時 三 十 分
 日 入 午 前 一 時 三 十 分
 年 末 止 一 千 八 百 九 十 四 年
 二 百 八 十 四 日

時事新報定價
 時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し
 時事新報定價 (別外送送には此他後に)
 一 號 貳 錢 五 厘 ○ 一 箇 月 前 金 五 拾 錢 ○ 三 箇 月 前 金 壹 圓 四 拾 五 錢 ○ 六 箇 月 前 金 貳 圓 八 拾 五 錢 ○ 一 箇 年 前 金 五 圓 六 拾 錢 ○ 月 報 日 休 刊 (此 他 大 祭 祝 日 年 始 年 末 等 一 切 休 刊 セ ズ)
 前 金 一 旦 受 取 り たる 前 金 は 凡 て 通 貨 を 以 て 返 戻 する 事 なく 新聞 紙 代 の 前 金 は 新聞 紙 を 以 て 又 廣告 料 の 前 金 は 廣告 を 以 て 勘 定 する 事 御 承 知 被 下 度 候

時事新報送送料
 一 日本 國 内 並 に 朝鮮 國 京 城 仁 川 釜 山 元 山 津 浦 等 處 往 來 郵 送 料 金 拾 三 錢
 二 南 洋 米 利 加 中 央 亞 米 利 加 米 國 若 く は 加 奈 亞 米 利 加 等 處 郵 送 料 金 拾 三 錢
 三 北 米 合 衆 國 英 領 加 拿 大 布 哇 諸 國 一 箇 月 金 六 拾 錢
 四 香 港 等 處 郵 送 料 金 拾 三 錢
 五 露 俄 領 滿 洲 諸 國 郵 送 料 金 拾 三 錢
 一 箇 月 金 三 拾 五 錢
 一 行 五 錢 寄 付 寄 附 料 一 日 限 一 日 以 上 七 日 以 上 一 行 一 付 十 三 錢 十 一 錢 十 錢 五 錢

時事新報の廣告料
 時事新報の廣告料は概して定額の通り申受くる者なれども取次人の内に往々定額以下にて引受くる者ある由後告の事實を被見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事あるべき旨に付 煩 告 依 願 者 諸 君 に 公 告 す

本社へ寄稿に付
 東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面に掲載するより本社同一の記事掲載するより算からず同し時事新報社に通信員を多きとて新聞の社に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして通信社にへ報道すれば本社に其報を以て通ずる事多しは故に本社に其報を生じたる場合も算からず本社に其報を以て通ずる事多しは故に本社に其報を生じたる場合も算からず本社に其報を以て通ずる事多しは故に本社に其報を生じたる場合も算からず

有志の壯丁と使用す
 日本は國體の固にして今國の如き國體の場合には如何なる事業も政府の承認を受ける可なり是れを以て國體の固にして如何なる事業も政府の承認を受ける可なり是れを以て國體の固にして如何なる事業も政府の承認を受ける可なり

たるに就ては海岸の固めは未だ忽にす可らずと雖も國體の如きは既に其必要なきに似たり今回の事件に付き全國の人心は非常に激動し婦人小兒に至るまでも盛に敵愾の心を起して外に向ふの折柄此人心を利用して國家の用に供するは目下の得策なる可しとして義勇兵の團結に關しては既に種種の言もあつて今更ら敵す可きに非ずと雖も我輩の所見を以てすれば從軍の一事を外にして兵役外の壯丁を外に使用するの場所は自から多々なるが如し例へば朝鮮内地の有様に就て見ても電信線保護の必要あり糧食運搬の困難あり士民蜂起の危険あり電信の如き我軍の要す北進するに隨ひ其線路はますます延長して從來の如く動もすれば切斷せらるるの慮を防がんとするには其保護はますます多人数を要せざるを得ず糧食運搬の困難は道路の開けざるを夫馬四等の不足なるが爲めならんれども畢竟士民を使用するに自から監督の人数を要するが故に目下の場合自から其邊の事に手廻り兼て看す不便を恐むの事情もある可し又その頃東軍黨を導いたる士民の騒動の如きも亦我輩の足らざるに乘ぜられたるの疑もなきに非ず左れば今國中の壯丁にして志あるものを募り半兵隊半巡查の如きものを組織して是等の任務に當らしむるときは全く後顧の患を除き我軍をして其全力を前進に盡さしむるの利益あるは決して疑を容れず而して此事たる軍に朝鮮の内地に止まらず今後日本軍がますます前進して支那の國境内に深入するに隨ひます人々を使用するの必要を感ずるは勿論、或は彼の土地を占領して政令を布くの場合にも至れば是非とも警察巡邏等の組織なきを得ず戦時の事なれば兵隊をして其任に當らしむるも通常の順序なるに似たりと雖も廣大なる區域の間に政令を實行し其人民を監督するは非常の手段にして一方には敵と戦ふの大任を有する兵隊をして之に當らしむるときは實際に其力を分つるの難もあり到底行はる可きに非ずれば有志の壯丁を以て兵隊を付かす必要も付かざる一種の團體を組織し進軍戦闘の場合には電信線保護、糧食等の運搬、人夫の監督等専ら後方の勤務に従事せしめ敵地を占領して政令を布くの場合には警察巡邏の任務を盡さしむるときは一舉兩得にして其便利は非常のものなる可し或は其名義は如何にしても平生より訓練の素なくして規律に乏しき壯丁を軍隊の間に使用するときは之が爲めに軍紀を妨ぐ可しとの懸念もあらんれども方正國體は日本人の特性にして殊に外戦の際なほ當りて自から志にするものはある可らず且つ之を採用するに必要は格別品行等を検査するものと素より必要にして其組織を嚴重にし相當の人物をして之を率ひしむるときは決して斯る懸念なきのみか却て彼は無識なる人夫軍の暴動を監督して事紀律を保つので能ふとある可し我輩は外戦の實際に有志の壯丁を使用して種種の勤務を盡さしむるの利益あるを疑はざるものなり

官 報

勅令
 陸 砲 兵 工 廠 條 例 中 追 加 ノ 件 ヲ 裁 可 ス 茲 ニ 之 ヲ 公 布 セ ン
 御 名 御 璽 陸 軍 大 臣 伯 島 大 山 巖
 明 治 二 十 七 年 十 月 七 日
 ○ 勅 令 第 百 七 十 五 號
 陸 砲 兵 工 廠 條 例 第 二 條 末 項 「火 具 製 造 所」 ノ 一 項 ヲ 追 加 ス
 陸 軍 大 臣 伯 島 大 山 巖
 明 治 二 十 七 年 十 月 七 日
 ○ 勅 令 第 百 七 十 六 號
 陸 軍 大 臣 伯 島 大 山 巖
 明 治 二 十 七 年 十 月 七 日
 ○ 勅 令 第 百 七 十 七 號
 陸 軍 大 臣 伯 島 大 山 巖
 明 治 二 十 七 年 十 月 七 日

○京城彙報

十月初二日於京城 石川 信
大院君と改革 七月二十三日王城の變後、大院君は再び出で、國政に參與する事となりたれども、其後更に君の施設を見ず事情を知らざるものは皆之を訝れり抑も大院君の初めて出るや必ず期する處之ありしならんと雖も、新進の黨派は他の機勢を借り次第々に變りたれば君は思ふ所を行ふ能はず而して日清交戦の勢を察するに日本軍初めに利あるも後の失敗を免るべからず平壤の役の如き兵隊の上より見ても清兵勝つべしとの迷想は蓋し大院君の腦中にも之ありしならんと云ふ傳説未だ以て君の思想を判定するの効力に乏しと雖も、兎に角に平壤に於ける清兵大敗北の事實を漸く能く得て轉廷中守舊派の意向を和めて決したるは、
 去月二十六日、なるが如しといふは平壤地方の轉東より仰れ、に違する報道の日本軍大勝利と云はざるものなきを見て漸く事實なりと了悟せしもの、如く海淵の極と云ふべし又
大院君と東學黨 の關係を考ふるは同君にしていよいよ力を新政府に致す事と決し畫を移して東徒を離さば彼の黨派は必ず解散して復た紛擾を興ふるの要なからんも、前報中に一寸記しなきたるが如く平壤の落城に先立ち東學黨(大院君股肱の士)なるもの東學黨に送るべき一書を作りて許降なるものと傳として之を黨魁に致さしめんと企てたり此の書の大要は中華は大兵、必ず平壤に勝つべし華兵平壤に勝つて南進せば其黨は衆を聚めて入京倭軍と南北より夾撃して以て大に逞ふする處あらん云々と云ふに在り、昨日本報に出でずして書を取らるれば、東學黨(李尹用の指圖に依る)の爲めに捕縛せられんとせしめ捕縛の責に堪らざる以前既に選送して影を曝せり此の書、
 を以て守舊派の心慮の補遺の故を以ての意向亦察するに難く、窃に疾視する新進派は蒙てより目指され然りと雖も大院君如日は又十餘年前の天刻無様な事はなし得たりと雖も、隱憂なかりとなり今後の大院君と同行せしむる積り同行の必要あるにもの方針なるべし北征の韓兵、日本軍の一隊の韓兵は朝鮮を襲し得たりとて等韓兵を奮闘願せし地より申上りたりと云ふ自由黨大會の臨時大會は去る八日開會せり出席者は七十二名代議員五十名演べ板垣總理の指圖に先ち總理は簡の大會には總理先づ以議題を討論決議す

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し
 時事新報定價 (別外送送には此他後に)
 一 號 貳 錢 五 厘 ○ 一 箇 月 前 金 五 拾 錢 ○ 三 箇 月 前 金 壹 圓 四 拾 五 錢 ○ 六 箇 月 前 金 貳 圓 八 拾 五 錢 ○ 一 箇 年 前 金 五 圓 六 拾 錢 ○ 月 報 日 休 刊 (此 他 大 祭 祝 日 年 始 年 末 等 一 切 休 刊 セ ズ)
 前 金 一 旦 受 取 り たる 前 金 は 凡 て 通 貨 を 以 て 返 戻 する 事 なく 新聞 紙 代 の 前 金 は 新聞 紙 を 以 て 又 廣告 料 の 前 金 は 廣告 を 以 て 勘 定 する 事 御 承 知 被 下 度 候

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり